

ざいりゅうしかく 在留資格

ざいりゅうしかく 在留資格

ざいりゅうしかく なに にほん き
在留資格は、何をするために日本にいるかによって、決まり
ます（働く、勉強するなど）。ざいりゅうしかく ちが
できません。ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん
在留資格や在留期間満了日〈いつまで
にほん
日本にいることができるか〉は、人によって違って、
ざいりゅうカード か
在留カードに書いています。



ざいりゅうきかん こうしん ざいりゅうきかん なが ○在留期間の更新〈在留期間を長くすること〉

ざいりゅうきかん なが ざいりゅうきかん お ひ げつまえ お ひ
在留期間を長くするときは、在留期間が終わる日の3か月前から終わる日までに、
ちか しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく い しよるい だ
近くの出入国在留管理局へ行って、書類を出してください。

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく も もの 出入国在留管理局に持っていく物

ばすぽーと
・パスポート

ざいりゅうカード
・在留カード

さいきん げつ あいだ じぶん かお しゃしん まい さいいじょう ひと
・最近6か月の間にとった自分の顔の写真1枚（1歳以上の人）

ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
・在留期間更新許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）

ほか ひつよう しよるい ざいりゅうしかく しよるい ちが
・他にも必要な書類があります。（在留資格によって種類が違います。）



おーばーすてい ○オーバーステイ

ざいりゅうきかん お にほん おーばーすてい ふほうざんりゅう ふほうたいざい
在留期間が終わっても日本にいて、オーバーステイ（不法残留・不法滞在）になり
ます。おーばーすてい はんざい にほん おも じぶん くに つ かえ
ます。オーバーステイは、犯罪です。日本にいたいと思っても、自分の国に連れて帰られ
ることがあります。また、300万円以下のお金をはらったり、けいさつ つか
警察に捕まることもあります。おーばーすてい すく ねん にほん く
す。オーバーステイになったら、少なくとも5年は、日本に来ることができません。

ざいりゅうしかく へんこう ざいりゅうしかく か ○在留資格の変更〈在留資格を変えること〉

がっこう そつぎょう しごと はじ にほん もくてき か ひと ざいりゅう
学校を卒業したり、仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、在留
しかく か
資格を変えなければいけません。ちか しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく しよるい だ
近くの出入国在留管理局に書類を出して
ください。

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく も もの
出入国在留管理局に持っていく物

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・最近6か月の間に撮った自分の顔の写真1枚（1歳以上の人）
- ・在留資格変更許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）
- ・他にも必要な書類があります。（在留資格によって種類が違います。）



う こ ざいりゆうしかく しゅとく ざいりゆうしかく
○生まれた子どもの在留資格の取得（在留資格をもらうこと）

にほん こどもが うまれて、子どもの 国籍が 日本ではないとき、そして、生まれてから 60日より長く日本にいるときは、近くの 出入国在留管理局に書類を出します。

① 子どもが生まれてから14日までに、市役所に出生届を出します。

（くわしくは18ページを見てください。）そして、次のものをもらいます。

- ・出生届出書記載事項証明書
- ・住民票の写しか、住民票記載事項証明書

② 子どもが生まれてから30日までに、市役所でもらった書類を持って、近くの出入国在留管理局へ行ってください。

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく も もの
出入国在留管理局に持っていく物

- ・出生届出書記載事項証明書
- ・住民票の写しか、住民票記載事項証明書
- ・子どものパスポート（パスポートがないときは、いりません。）
- ・在留資格取得許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）
- ・他にも必要な書類があります。



えいじゆうきよか にほん す
○永住許可（日本にずっと住む）

日本にずっと住みたいときは、永住許可の申請をしてください。近くの出入国在留管理局へ行って、永住許可申請書という書類を出してください。この申請書を出すためにいる時間（どれだけ長く日本に住んでいるか）は、在留資格によって違います。

（永住許可申請書はQRコードからダウンロードできます→）



えいじゅう しんせい ねんいじょう つづ にほん ひと ねん
永住の申請をできるのは、10年以上 続けて 日本に いる人です。その10年のうちの
ねん はたら ざいりゅうしかく ぎのうじっしゅう とくていぎのう ごう いかい えいじゅうしゃ
5年は、働くための 在留資格（「技能実習」と「特定技能1号」以外）か、「永住者」
にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ていじゅうしゃ ざいりゅうしかく にほん
「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の 在留資格で 日本に
いないと いけません。

ただし、した ひと にほん じかん ねん みじか えいじゅう しんせい
ただし、下のような 人などは、日本に いる 時間が 10年より 短くても、永住の申請
が できます。（ほか にほん じかん ねん みじか しんせい ひと
くわしくは、しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく き
くわしくは、出入国在留管理局に 聞いてください。）

① にほんじん えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ おと つま
日本人/ 永住者/ 特別永住者の、夫や妻：

けっこん ねんいじょう さき ねんいじょう つづ にほん ひと
結婚して 3年以上 が たっていて、この先の 1年以上 も 続けて 日本に いる人

② にほんじん えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こ ねんいじょう つづ にほん ひと
日本人/ 永住者/ 特別永住者の、子どもなど：1年以上 続けて 日本に いる人

③ ていじゅうしゃ ざいりゅうしかく ひと ねんいじょう つづ にほん ひと
「定住者」の 在留資格の人：5年以上 続けて 日本に いる人

④ なんみん みと ひと なんみん みと ねんいじょう つづ にほん ひと
難民と 認められた人：難民と 認められてから、5年以上 続けて 日本に いる人

○再入国〈日本から 出て、また 日本へ 帰ってくる〉

ざいりゅうしかく も ひと さいにゆうこく しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
在留資格を 持っている 人が、再入国を するときは、出入国在留管理局で
さいにゆうこくきょか さいにゆうこく きょか にほん
再入国許可を もらってください。再入国の許可を もらわないうで 日本を
で にほん はい ねんい ない にほん かえ
出ると、日本に 入れないことも あります。ただし、1年以内に 日本に 帰ると
さいにゆうこく きょか さいにゆうこく い
きは、再入国の許可を もらわなくて いいです。（みなし再入国と 言いま
す。）
さいにゆうこくしんせいしよ こーど だうんろーど
（再入国申請書はQRコードからダウンロードできます→）



ざいりゅうかーど 在留カード

ざいりゅうかーど にほん みぶん しょうめい かーど
在留カードは、日本で あなたの 身分を 証明する カードです。

にちいじょう にほん す がいこくじん ざいりゅうかーど ざいりゅうかーど
90日以上 日本に 住む 外国人は、在留カードが あります。また、在留カードは、いつ
も 持っていなければいけません。かーど も まんえんい か かね
と いけません。在留カードを 持っているないと、20万円以下のお金を はらわな
ざいりゅうかーど きんこう こうざ つく がっこう てつづ
と いけません。在留カードは、銀行で 口座を 作る時や、学校の 手続きを するときな
どにも あります。

ねん れいわ ねん がつ にち ざいりゅうかーどなど まいなんばーかーど ひとつのかーど(特定
2026年(令和8年)6月14日から、在留カード等と マイナンバーカードを ひとつのカード(特定
ざいりゅう
在留カード)に することが できるようになりました。

しんせいしょ ひつようしよるいなど
申請書・必要書類等



- (1) とくていざいりゆうかーど などこうふしんせいしよ
特定在留カード等交付申請書
- (2) あんしょうばんごうなどせつていらいしよ
暗証番号等設定依頼書
- (3) しゃしん まい
写真 1枚

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう ほーむぺーじ
(出入国在留管理庁のホームページ)

このほかに書類が必要で、くわしくは 出入国在留管理庁のホームページを みてくだ
さい。

ざいりゆうかーど か ○在留カードに書いてあることを変えるとき

か 変えること	いつまでに しゅつにゆうこく ざいりゆうかんりきょく い 在留管理局へ 行きます か すか?	どこで か 変えますか?	ひつよう 必要なもの
なまえ せいべつ こくせき A: 名前や性別、国籍などが か 変わるとき			
かいしゃ がっこう なまえ B: 会社や学校の名前や ばしょ か 場所が変わるとき。 かいしゃ がっこう 会社や学校をやめるとき	か 変わってから14日まで	ちか しゅつにゆうこく 近くの出入国 ざいりゆうかんりきょく 在留管理局	ぼすぽーと ①パスポート ざいりゆう ②在留 かーど カード しゃしん ③写真
にほんじん おっと つま C: 日本人の夫や妻と りこん にほんじん 離婚したとき。日本人の ひ か 日から14日まで おっと つま し 夫や妻が死んだとき	りこん ひ し 離婚した日や、死んだ ひ か 日から14日まで		

※BとCのとき、永住者の人は、在留カードに書いてあることを変えなくていいです。
(在留カードについて、QRコードから調べることができます→)



と あ きき
問い合わせ先
おおさかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきょくこうべしきょく でんわばんごう
大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6377〉
がいこくじんざいりゆうそうごういんぷおめーしょんせんたー げつようび きんようび
外国人在留総合インフォメーションセンター (月曜日～金曜日の8:30～17:15)
でんわばんごう でんわ
〈電話番号 0570-013904 (IP電話などのとき 03-5796-7112)〉

こくせき 国籍

■帰化 <国籍を日本にすること>

帰化とは、日本の国籍を持っていない人が、申請をして、日本の国籍をもらうことで、帰化をすると、日本の他の国籍をなくします。帰化は、法務省に申請します。帰化ができるのは、18歳以上で、日本に5年以上続けて住んでいる人です。また、ふだんの生活で使う日本語ができなければいけません。この他にも、帰化するためのきまりがあります。くわしくは、法務局に聞いてください。

■国籍を選ぶ

日本では、2つの国籍を持つことはできません。日本の国籍とそれ以外の国の国籍の両方を持っている人は、20歳になるまでにどちらか1つの国籍を選ばなくてはなりません。くわしくは、法務局に聞いてください。

とあさき 問い合わせ先

こうべちほうほうむきよく いたみしきよく そうむか でんわばんごう
神戸地方法務局 伊丹支局 総務課 <電話番号 072-779-3451>